

令和7年度版 恩給のしおり

総務省恩給相談室

〒162-8022
東京都新宿区若松町19-1
電話 03-5273-1400

この「恩給のしおり」は、御家族の方も、ぜひお読みくださいますようお願いします。

恩給は、毎年4月、7月、10月、12月の4回に分けて、3か月分が支払われます。今後1年間の支払開始日は、次のとおりです。

	支払開始日	支払分
①	令和7年 7月 4日（金）	令和7年4月分～6月分の恩給
②	令和7年10月 6日（月）	令和7年7月分～9月分の恩給
③	令和7年12月19日（金）	令和7年10月分～12月分の恩給
④	令和8年 4月 6日（月）	令和8年1月分～3月分の恩給

以下の事由が生じた場合は、速やかに恩給相談室（☎ 03-5273-1400
メール onkyusoudan@soumu.go.jp）に御連絡ください。

- ① 受給者が亡くなった場合
- ② 総務省（恩給担当）から送付する書類の送付先住所を変更される場合
- ③ 受取金融機関を変更（登録したフリガナの変更を含む。）される場合
- ④ 傷病恩給又は扶助料の受給者の加給者又は加算者が亡くなった場合
- ⑤ 扶助料を受けている妻や子が、婚姻された場合（事実上の婚姻関係にある場合を含む。）又は公務員の遺族以外の方の養子となられた場合
- ⑥ 受給者の所在が不明の場合

◎ 注意事項

- (1) 住所変更の届出がなされなかったことにより、毎年6月に送付する「年金恩給等支払通知書」が返送された場合は、その年の10月以降、住所変更の届出がなされるまで、**恩給の支給を差し止める**こととなりますので、御注意ください。
- (2) 所在不明の間は、**恩給の支給を差し止める**こととなります。
恩給は、受給者だけが受けることができます。受給者が所在不明の場合で、受給者以外の方が恩給を受けたときは、**不当利得として返還**していただくこととなります。
また、**故意だと疑われる場合には、不正受給として告訴**することもありますので、御注意ください。

（裏面もお読みください。）

恩給についての御相談・お問合せは

恩給相談室 ☎ 03-5273-1400

相談メールアドレス onkyusoudan@soumu.go.jp

月曜日～金曜日（休日を除く）の9時～17時の間にお願いします。

- ◇ 御相談の際は、恩給証書の記号番号、受給者氏名、生年月日、相談者氏名及び日中に連絡できる電話番号が必要となります。ただし、恩給受給履歴、恩給年額等の個人情報に関することは、電話及び相談メールではお答えしておりません。
- ◇ 相談電話は、時間帯によってつながりにくいことがあります。

下図は混雑状況の目安ですので、お電話の際の参考にしてください。

時間帯								
9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
混雑	やや混雑	比較的すいている	やや混雑		比較的すいている		やや混雑	

- ◎ 詐欺等の不審な電話に御注意ください。総務省（恩給担当）あてに提出された書類の記載内容について確認する場合を除き、電話で恩給年額、預貯金口座番号などをお尋ねすることはありません。

総務省ホームページから下記についても御覧いただけます。

- ・ 恩給制度の概要
- ・ 恩給Q & A
- ・ 申請書式 など

